

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項による。

平成28年4月21日

東広島市長 藏田 義雄

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|-------------------------------------|
| (1) 物品・委託役務の名称 | 東広島消防署東分署便所修繕 |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 18-28-0003 |
| (3) 物品・委託役務内容 | 東広島消防署東分署の和式便所を洋式便所に取り換える等の修繕を行うもの。 |
| (4) 納入・履行期間 | 契約締結日の翌日から平成28年7月15日まで |
| (5) 納入・履行(就業)場所 | 東広島消防署東分署 |
| (6) 予定価格 | 非公表 |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (8) 入札方式 | 一般競争入札 |
| (9) 入札区分 | 紙入札 |
| (10) 契約種別 | 総価契約 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 平成25年4月1日～平成28年12月31日までの東広島市物品調達等及び委託役務に係る競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	次のいずれか 修繕>備品・施設<小規模>修繕 建築類 修繕>備品・施設<小規模>修繕 設備類
イ 法令等による登録等	問わないものとする。
ウ 技術者	問わないものとする。
エ 営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市(町)の法人市(町)民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者
オ 会社の履行実績	問わないものとする。
カ その他	平成26年4月1日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2(1)のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

- (1) 使用する契約約款は、東広島市の修繕請負契約約款（東広島市ホームページ掲載）とする。

4 日程等

手 続 き 等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
ア 公告日	平成28年4月21日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 総務部 契約課 物品役務係（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 電話番号 082-420-0930 ファックス番号 082-431-0077
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	平成28年4月21日～ 平成28年5月18日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無 : 無
ウ 質問書提出期間	平成28年4月21日～ 平成28年4月28日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 東広島消防署（発注担当課） 東広島市西条町助実1173番地1 電話番号 082-422-6567 ファックス番号 082-422-8119 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
エ 回答書閲覧期間	平成28年5月11日～ 平成28年5月18日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 入札期間	平成28年5月16日～ 平成28年5月17日 (午前8時30分～午後5時15分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届けている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。）
カ 開札日時	平成28年5月18日 午前9時30分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、直ちに開札会場で再度の入札を2回を限度として行う。この場合、開札に立ち会わなかった者、入札に参加しなかった者並びに無効の入札をした者は再度の入札に参加できない。 なお、入札者が立会いできない場合は、委任状の提出により代理人での立会いができる。 委任状の様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
キ 事後審査	開札後、落札を保留し、落札候補者となったものについて入札参加資格要件を審査する。	入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出は求めない。

5 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

東広島消防署東分署便所修繕 仕様書

1 修繕名

東広島消防署東分署便所修繕（以下「本修繕」という。）

2 履行場所

東広島消防署東分署（東広島市河内町入野2076番地1）

3 履行期間

契約締結日の翌日から平成28年7月15日（金）まで

4 修繕内容（概要）

便所修繕

庁舎1階の男子便所の既存和式便所を洋式便所に取替、男子便所内から外部汚水マスまでの排水管の取替及び勾配調整を行うもの。

5 修繕内容（詳細）

(1) 便所修繕

ア 範囲

便所修繕を行う箇所は、東広島消防署東分署庁舎1階の男子便所及び汚水マスまでの排水管とする。（別紙1 図面及び別紙2 現況写真参照）

イ その他

使用材料に添付の取扱説明書等に記載のない事項については、国土交通省官庁営繕部が制定した公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成28年度版 第19章「内装工事」に定めるところによる。

(2) 機材等の注意事項

仕様明細書に記載した参考型式以外の機材を使用するときは、参考型式と同等以上の品質・性能を有することを示す書類を発注者に提出し、事前に承認を得ること。

6 公衆災害防止措置

(1) 修繕に際し、修繕関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危機並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。

(2) 上記について、「建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年1月12日付 建設事務次官通達）」に基づき実施すること。

7 事前見学等

修繕対象施設の事前見学は、事前に申し出た上で、平成28年4月28日までに発注者が認めた時間帯において見学を認めることとする。ただし、現場での口頭による質疑応答は認めないため、質問がある場合は入札公告に定めるところにより、所定の期日までに提出することとする。（質問書提出期限：平成28年4月28日）

8 注意事項

(1) 本修繕の実施に際し、修繕の受注者は東広島消防署東分署の運営に影響が出ないよう配慮すること。

(2) 本修繕の実施期間中、東広島消防署東分署の利用者及び周辺住民の安全に十分配慮すること。

(3) 本修繕の作業日程は、あらかじめ発注者と協議すること。

(4) 受注者は、本修繕の実施にあたり修繕請負契約約款（以下「約款」という。）第11条により修繕実施責任者を定めて発注者に通知すること。

(5) 本修繕において必要となる電気、水道用水は東広島消防署東分署の設備に接続して使用できるものとし、受注者に費用の負担を求めないものとする。

(6) 本修繕において、東広島消防署東分署に備付けの備品等の用具を使用したいとき

は、事前に発注者の承諾を得ること。また、承諾を受けてこれを使用する際は丁寧に扱うこと。

- (7) 本修繕では、作業員の安全に十分配慮すること。
- (8) 本修繕の実施にあたっては、原材料の包装紙等を散在させること等のないよう配慮し、衛生的な作業環境の維持に努めること。また、火気の取り扱いに注意すること。
- (9) 本修繕にあたり交換する等により取り外された部品等については、発注者の指示のあったものを除いて受注者の責任において適切に処分すること。
- (10) 修繕の各実施段階において、作業前・作業後の写真撮影を行い、作業記録として修繕完了後に提出すること。ただし、発注者が指示した場合は本修繕の完了前であっても写真の提出に応じること。
- (11) 本修繕に係る瑕疵担保責任は約款に定めるとおりとし、修繕に関わる製品等のメーカー保証書を提出すること。
- (12) 本修繕にあたり、建物又は備品等を損傷したときは、受注者の責任と負担により復旧すること。
- (13) 本修繕の実施中に受注者の責めに帰すべき事由により、修繕を継続できなくなったときは、速やかに作業を中止して発注者に報告の上、発注者の指示のもと復旧すること。
- (14) 発注者は、東広島市物品の調達等に係る契約における暴力団の排除に関する要綱（平成21年10月1日訓令第47号）（以下、「暴力団排除要綱」という。）に定める事項を遵守した履行管理を行うので、受注者は、暴力団排除要綱第5条に定める不当介入を受ける等の事態となったときは、速やかに発注者に報告すること。
- (15) 本修繕に際し、本修繕関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危機並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。

9 問い合わせ先

(1) 発注担当課

東広島市消防局 東広島消防署
東広島市西条町助実1173番地1
電話 082-422-6567
FAX 082-422-8119

(2) 修繕対象施設

東広島市消防局 東広島消防署東分署
東広島市河内町入野2076番地1
電話 082-437-0119
FAX 082-437-0119

平成28年度東広島消防署東分署便所修繕仕様明細書

1 機械設備

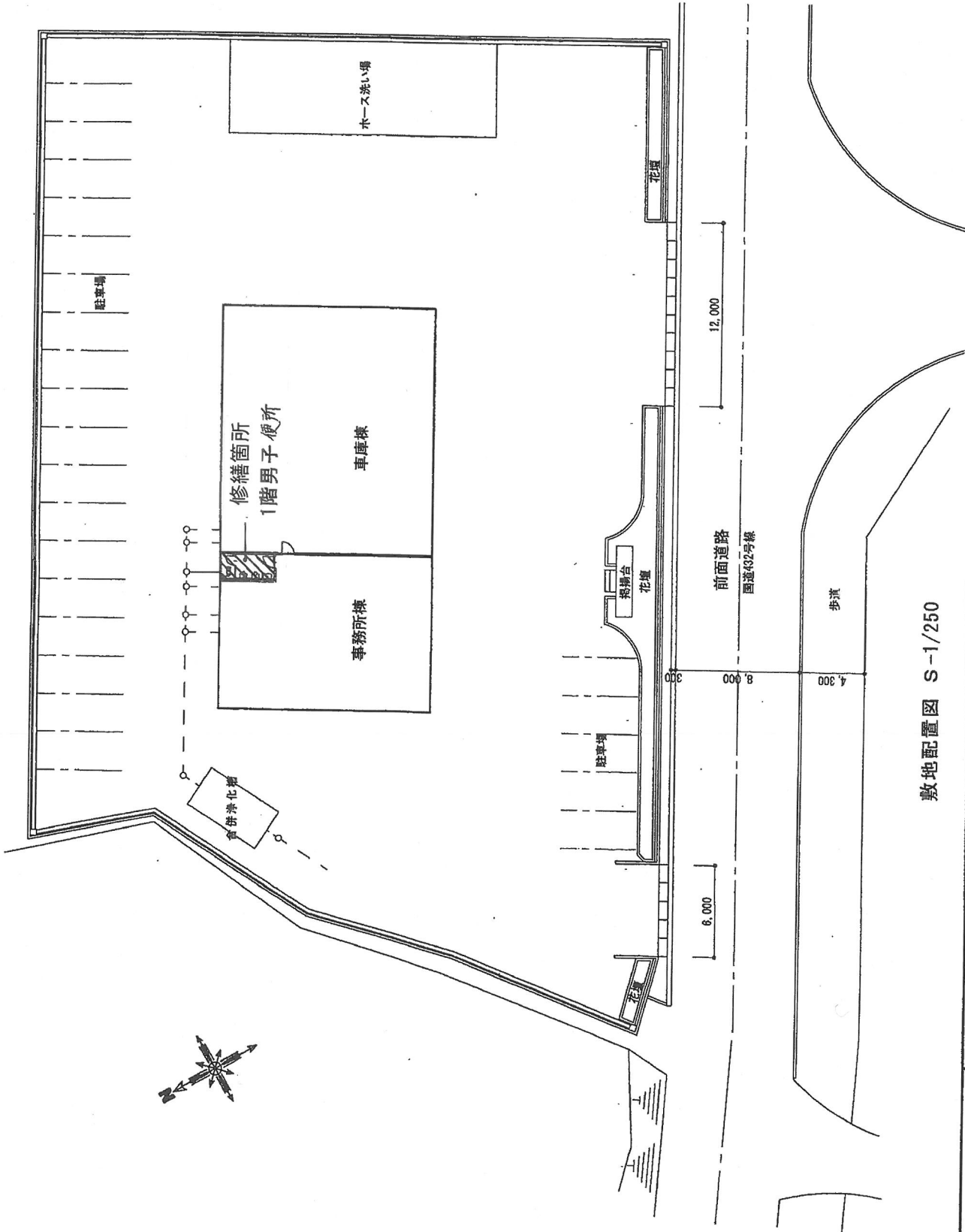
番号	名称	規格 (参考型式等)	数量	備考
(1)	衛生器具設備			
①	洋式便器	参考型式① TOTO 製 CS230BM (本体) SH230BA (タンク) 参考型式② LIXIL 製 GBC-ZA10S (本体) DT-ZA150 (タンク)	1 組	参考型式以外の機材を使用するときは、参考型式と同等以上の品質・性能を有することを示す書類を発注者に提出し、事前に承認を得ること。
②	ウォシュレット便座	参考型式① TOTO 製 ウォシュレット SB 参考型式② LIXIL 製 KB21	1 台	参考型式以外の機材を使用するときは、参考型式と同等以上の品質・性能を有することを示す書類を発注者に提出し、事前に承認を得ること。
③	小便器	(取付位置の変更)	2 箇所	既存使用 (取外し、再取付)
④	紙巻器		1 箇所	
(2)	電気		1 式	
(3)	配管			
①	排水管	JIS 規格 K6741 サイズ VP100	6m	メーカーを問わない。
②	排水管	JIS 規格 K6741 サイズ VP75	2m	メーカーを問わない。
③	排水管	JIS 規格 K6741 サイズ VP50	6m	メーカーを問わない。
④	同上継手、同上支持消耗品・ 雑材金物、同上接合材、		1 式	
(4)	土木			
①	AS 舗装切断、取り壊し、殻処分		1 式	運搬共
②	床取り壊し、CON 殻処分		1 式	タイル、土間コン共、運搬共
③	根切り埋戻し		1 式	土入替 人力
④	残土処分		1 式	
⑤	舗装復旧	AS3cm	1 式	

2 建具

番号	名称	規格 (参考型式等)	数量	備考
(1)	トイレブース			
①	外開き用スライド錠		1 個	既存使用 (取外し、再取付)
②	戸当り	機器	1 個	既存使用 (取外し、再取付)

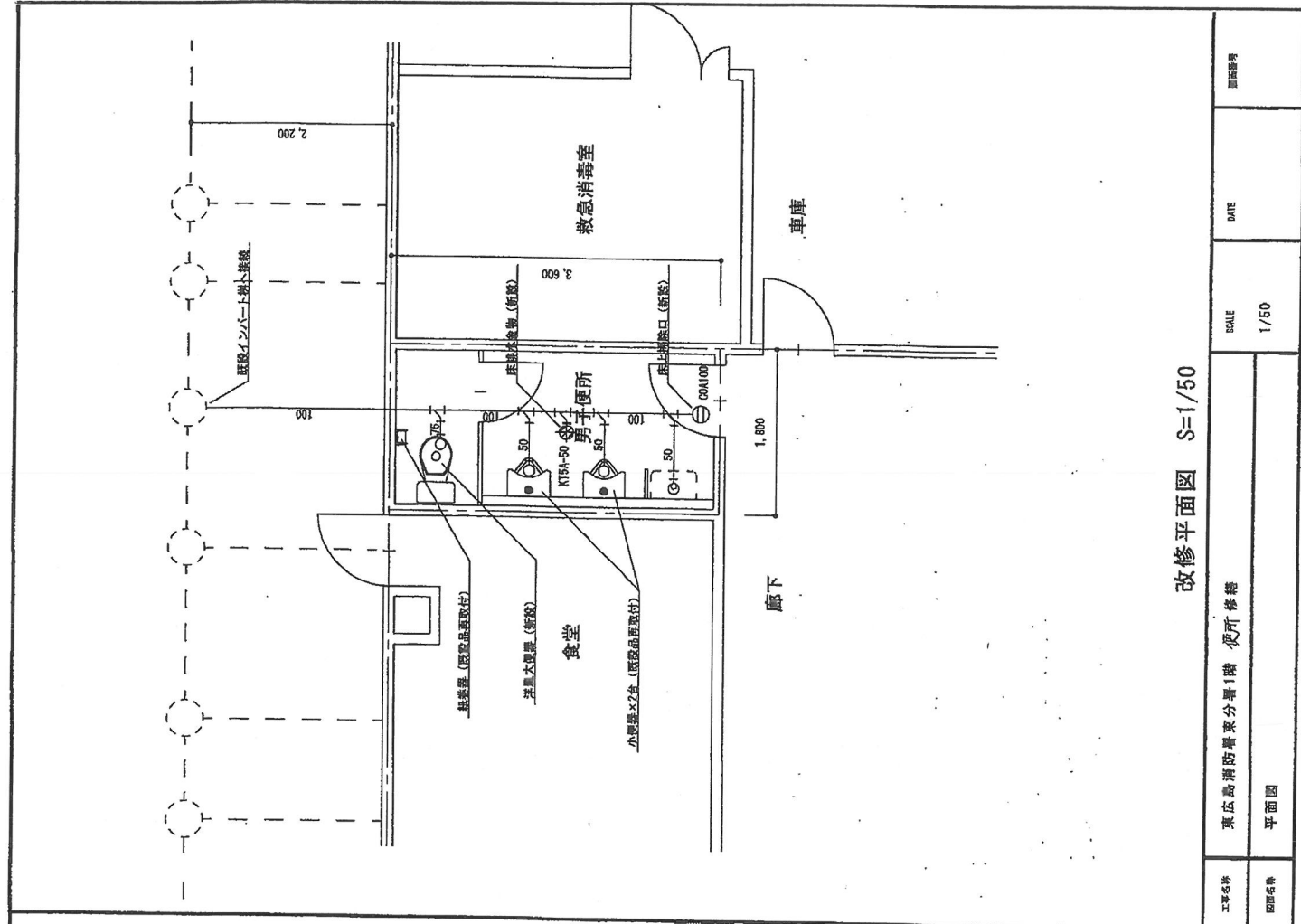
3 タイル

番号	名称	規格 (参考型式等)	数量	備考
(1)	床タイル張り			
①	土間タイル	LIXIL 製 カラコンモザイクカラー (グレー) (CCN-155 50 角タイル)	5.5 m ²	参考型式以外の機材を使用するときは、参考型式と同等以上の品質・性能を有することを示す書類を発注者に提出し、事前に承認を得ること。
②	タイルセメント	日本化成株式会社製 T-2	1 式	参考型式以外の機材を使用するときは、参考型式と同等以上の品質・性能を有することを示す書類を発注者に提出し、事前に承認を得ること。
③	タイル目地材	日本化成株式会社製 AM-2	1 式	タイル面積に応じて実施すること。
④	砂・セメント		1 式	タイル面積に応じて実施すること。
⑤	タイル下地		1 式	
⑥	タイル張り		1 式	

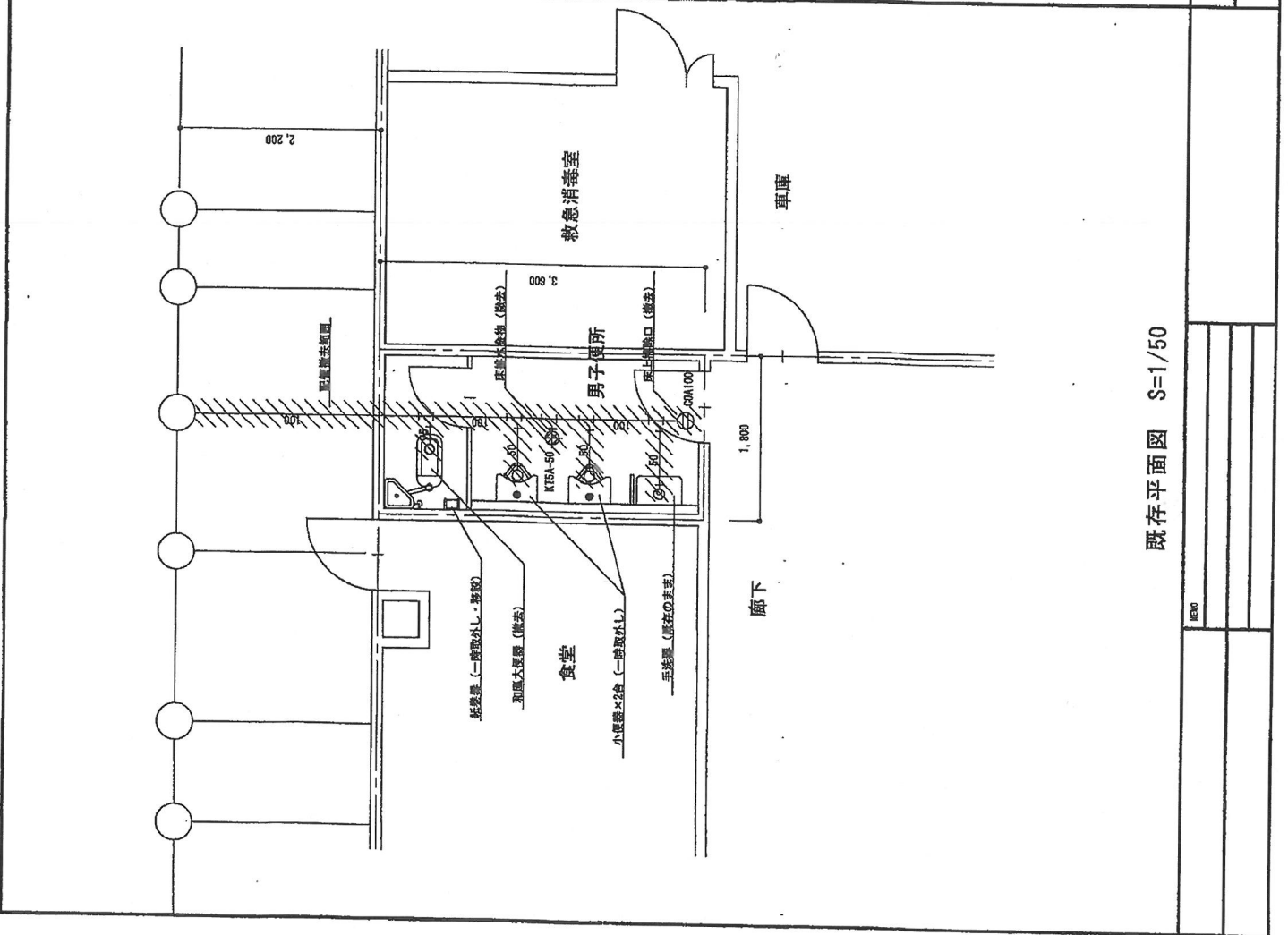


敷地配置図 S-1/250

NO	工事名称	東広島消防署某分署1階 便所 修繕	SCALE	1/250	DATE	図面番号
	図面名称	敷地配置図				



既存平面図 S=1/50



改修平面図 S=1/50

工事名称 東広島消防署分署1階 便所修繕	図面番号	DATE
	SCALE 1/50	
平面図		
工事名称		
図面名称		
備考		

東広島消防署東分署 庁舎1階便所



庁舎1階の男子便所



既存の和式便所



庁舎1階の男子便所の建物外部と汚水マス